

建築基準法等の一部を改正する法律

(平成一四年七月一二日法律第八五号)

一、提案理由(平成一四年四月一日・参議院国土交通委員会)

国務大臣(扇千景君) おはようございます。

ただいま議題となりました建築基準法等の一部を改正する法律案及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国の都市を、豊かで快適な、経済活力に満ちあふれたものへと再生するとともに、環境対策、高齢化対策等の新たな課題への取組を通じて居住環境等の改善を図ることは、喫緊の課題であります。

これらの課題に対応するためには、地域住民等が行うまちづくりの取組を促進すること等による都市再生の推進を図るとともに、居住環境の改善を図るため、化学物質による室内空気汚染問題に対応するシックハウス対策の推進や建築物のバリアフリー化の促進を図る必要があります。

このため、建築基準法等の一部を改正する法律案により、適正な土地利用の促進や居住環境の改善等に資する建築制限等ができるようにするとともに、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案により、高齢者、身体障害者等が利用しやすい特定建築物の建築を一層促進してまいります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず、建築基準法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、住民等の自主的なまちづくりの推進や地域の活性化を図るため、都市計画の提案制度を創設することとしております。

第二に、まちづくりの多様な課題に適切に対応できるよう容積率制限等の選択肢を拡充することとしております。

第三に、許可を経ずに、建築確認の手続で迅速に容積率制限等を緩和できる制度を導入することといたしております。

第四に、地区計画制度を整理合理化し、地区の特性に応じて用途制限、容積率制限等を緩和又は強化できる制度とすることとしております。

第五に、シックハウス対策のため、建築材料や換気設備の規制を導入することといたしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

……………(略)……………

以上が、建築基準法等の一部を改正する法律案及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

二、参議院国土交通委員長報告（平成一四年四月二六日）

北澤俊美君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、建築基準法等の一部を改正する法律案は、居住環境の改善、適正な土地利用の促進等に資する建築制限及び都市計画制限を行うため、居室内における化学物質の発散に対する規制の導入、地域の実情に応じた容積率制限等の多様化による建築物の形態規制の合理化、地区計画制度の統合、地区整備計画が定められた場合における建築物の形態規制の特例の多様化等の地区計画に関する制度の合理化、土地所有者等による都市計画提案制度の創設等所要の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案に加え、櫻井充君外六名発議の特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案を併せて一括して議題とし、参考人からの意見聴取を行うとともに、各法律案の提案の理由と背景、シックハウス規制の実効性、規制対象化学物質の範囲と将来の拡大の見通し、容積率や建ぺい率制限等の緩和による住環境の悪化等の懸念、都市計画提案制度の導入とその運用、バリアフリー対応が義務付けられる建築物の用途及び規模の在り方、公共建築物、学校、ホテルの客室等におけるバリアフリー対応の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

三法案について質疑を終局しましたところ、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案について、日本共産党を代表して富樫委員より修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して富樫委員より、建築基準法等の一部を改正する法律案について反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、まず、建築基準法等の一部を改正する法律案について採決を行いましたところ、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

……………（略）……………

なお、可決した二法律案に対して、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。

附帯決議（平成一四年四月二五日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、二十一世紀の社会・経済における様々な構造変化の潮流に中長期的な視点から対応

- し得るよう、豊かで快適で活力に満ちた都市の将来像を実現するための施策の充実に努めること。
- 二、都市の再生に当たっては、防災、安全、環境、景観等生活機能を重視するとともに、交通インフラ、上下水道等の社会資本の整備状況と調和するよう努めること。
- 三、土地所有者等による都市計画の提案制度の導入に当たっては、住民がまちづくりに積極的に参加できるように、都市計画に関する知識の普及、教育、啓蒙等に格段の努力を払うとともに、住民との十分な協議・調整に努め、まちづくりNPO、まちづくり協議会等を支援するための施策の充実に努めること。
- 四、容積率制限、建ぺい率制限、日影制限等の選択肢の拡充については、今回の法改正の趣旨にかんがみ、地域の実情に応じて適切な運用が行われ、住環境の悪化が生じないよう十分配慮すること。
- 五、室内空気汚染による健康影響が生ずると認められる化学物質については、全て規制対象とするよう、関係省庁間の連携を図りつつ、室内空気中の化学物質の濃度の実態や発生源、発散量等の調査研究を進め、その結果が得られたものから、順次、規制対象に追加すること。
- 六、建築基準については、室内空気中の化学物質の濃度を厚生労働省の指針値以下に抑制するために、通常必要な建築材料及び換気設備の基準を適切に定めるとともに、改正法の施行後に実態調査を行い、必要に応じて、その見直しに努めること。
- 七、化学物質の濃度測定的重要性にかんがみ、測定サービス等の体制の充実に努めるとともに、建築基準法に基づく規制の内容や、室内濃度の測定方法、住まい方の留意点等について、消費者、事業者、関係団体等に対する情報提供等による周知徹底を図るとともに、相談体制の整備に努めること。
- 八、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度による室内空気中の化学物質の濃度の実測値等の表示について、宅地建物取引業者の活用も図りつつ、周知徹底、普及促進に努めること。
- 九、違反建築物対策について、完了検査等の徹底、パトロールの重点的な実施等に努めること。
- 十、化学物質による室内空気汚染問題について、今後とも、関係省庁が連携して、原因分析、基準設定、防止対策、相談体制整備、医療・研究対策及び汚染住宅の改修に関する総合的な対策を推進すること。

右決議する。

三、衆議院国土交通委員長報告（平成一四年七月五日）

久保哲司君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、建築基準法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、居住環境の改善、適正な土地利用の促進等に資する合理的かつ機動的な建築

制限及び都市計画制限を行うため、居室を有する建築物に対するシックハウス症候群対策のための建築材料及び換気設備についての規制の導入、建築物の容積率制限、建ぺい率制限、日影規制等の選択肢の拡充、土地所有者、まちづくりNPO等による都市計画の提案制度の創設等、所要の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

両案は、参議院先議に係るもので、去る五月三十日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託され、六月七日扇国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、十二日に質疑に入り、十四日参考人から意見を聴取し、二十八日質疑を終了いたしました。

質疑の中では、建築基準法等の一部を改正する法律案につきましては、室内空気中の化学物質濃度の測定等総合的なシックハウス症候群対策の必要性、建築物の形態規制の改正によるまちづくりへの影響等について議論が行われ、また、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、利用円滑化基準適合義務の対象とする建築物の用途及び規模についての考え方、交通バリアフリー法と一体的に総合的なバリアフリー施策を展開していく必要性等について議論が行われました。

質疑終了後、建築基準法等の一部を改正する法律案に対し、社会民主党・市民連合から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、討論を行い、採決いたしました結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

……………（略）……………

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年六月二八日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 我が国の都市が二十一世紀の社会・経済における様々な構造変化の潮流に中長期的な視点から対応し得るよう、豊かで快適で活力に満ちた都市の将来像を実現するための施策の充実に努めること。
- 二 都市の再生に当たっては、防災、安全、景観、緑化等生活環境を重視するとともに、交通インフラ、上下水道等の社会資本の整備状況と調和するよう努めること。
- 三 都市計画の提案制度により住民がまちづくりに積極的に参加できるように、都市計画に関する知識の普及、教育、啓蒙等に格段の努力を払うとともに、住民、まちづくりNPO、まちづくり協議会等を支援するための施策の充実に努めること。
- 四 建築物の容積率制限、建ぺい率制限、日影制限等の選択肢の拡充及び住宅についての容積率の緩和等については、地方公共団体に対しその趣旨を周知徹底し、地域の実

情に応じて適切な運用が行われ、交通、安全、衛生等の居住環境の悪化が生じないよう十分配慮すること。

- 五 室内空気汚染による健康影響が生ずると認められる化学物質については、全て規制対象とするよう、室内空気中の化学物質の濃度の実態や発生源、発散量等の調査研究を進め、その結果が得られたものから、順次、規制対象に追加すること。
- 六 建築材料及び換気設備の技術的基準については、室内空気中の化学物質の濃度を厚生労働省の指針値以下に抑制するために通常必要な基準を適切に定めるとともに、本法施行後に実態調査を行い、必要に応じてその見直しに努めること。
- 七 室内空気中の化学物質の濃度測定の重要性にかんがみ、測定サービス等の体制の充実に努めるとともに、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度による濃度の実測値等の表示について、周知徹底、普及促進に努めること。
- 八 化学物質による室内空気汚染問題について、今後とも、関係省庁が連携して、原因分析、基準設定、防止対策、情報提供、相談体制整備、医療・研究対策及び汚染住宅の改修等に関する総合的な対策を推進すること。あわせて、カビ、ダニ等に由来する室内空気汚染による健康被害及びその対策についても、その調査研究を推進すること。